

議案第3号

令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度屋久島町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,573千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,246千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出
屋久島町長 荒木 耕治

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		1,706	△127	1,579
	1 使用料	1,699	△126	1,573
	2 手数料	7	△1	6
6 繰入金		25,078	△8,445	16,633
	1 一般会計繰入金	25,078	△8,445	16,633
8 諸収入		2	△1	1
	2 雑収入	2	△1	1
歳入	合計	26,819	△8,573	18,246

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費		12,912	△8,573	4,339
	1 総務費	3,110	△3,110	0
	2 簡易水道事業費	9,802	△5,463	4,339
歳出	合計	26,819	△8,573	18,246

1 総括
歳入 歳入 歳出 補正 予算 事項 別 明 細 書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	1,706	△127	1,579
6 繰入金	25,078	△8,445	16,633
8 諸収入	2	△1	1
歳入合計	26,819	△8,573	18,246

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 簡易水道費	12,912	△8,573	4,339				△8,573
歳出合計	26,819	△8,573	18,246				△8,573

2 歳 入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 水道使用料	1,699	△126	1,573	1 現年度分	△128	現年度分 △128
				2 滞納繰越分	2	滞納繰越分 2
計	1,699	△126	1,573			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

3 証明手数料	1	△1	0	1 証明手数料	△1	証明手数料 △1
計	7	△1	6			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	25,078	△8,445	16,633	1 一般会計繰入金	△8,445	一般会計繰入金 △8,445
計	25,078	△8,445	16,633			

(款) 8 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑入	2	△1	1	1 雑入	△1	その他の雑入 △1
計	2	△1	1			

3 歳 出

(款) 1 簡易水道費

(項) 1 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	3,110	△3,110	0				△3,110	8旅 費	△100	普通旅費	△100
								10需 用 費	△10	消耗品費	△10
								12委 託 料	△3,000	簡易水道事業変更届作成業務委託	△3,000
計	3,110	△3,110	0				△3,110				

(款) 1 簡易水道費

(項) 2 簡易水道事業費

1簡易水道施設管理費	9,802	△5,463	4,339				△5,463	8旅 費	△14	費用弁償	△14
								10需 用 費	△1,802	光熱水費 修繕料(資外) 医薬材料費	△250 △1,500 △52
								11役 務 費	△130	手数料	△130
								12委 託 料	△162	水質検査業務委託 浄水場施設維持管理業務委託 水道施設設備保守業務委託	△56 △12 △94
								13使用料及び賃借料	△240	船舶借上料	△240
								14工 事 請 負 費	△3,000	工事請負費(資外)	△3,000
								15原 材 料 費	△115	工事材料費	△115
計	9,802	△5,463	4,339				△5,463				